

議員提出議案第3号

亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

上記の議案を、亀山市議会会議規則第13条第1項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和2年5月29日提出

提出者

亀山市議会議員 前田 耕一

賛成者

亀山市議会議員 森 英之

同 森 美和子

同 岡本 公秀

同 前田 稔

同 服部 孝規

同 櫻井 清蔵

同 豊田 恵理

亀山市議会議長 小坂 直親 様

別紙

亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

亀山市条例第 号

亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年亀山市条例第37号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（令和2年6月及び同年12月に支給する期末手当の額に関する特例措置）

- 6 令和2年6月及び同年12月に支給する議長、副議長及び議員の期末手当の額は、第7条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額から当該額に100分の6を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。